

協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則 (平17. 3.15)

(目 的)

第 1 条 この規則は、本協会が個人情報の保護に関する法律第47条第1項の認定を受けた認定個人情報保護団体として同項各号に掲げる業務を実施するに当たり必要な事項を定め、もって協会員における同法に基づく個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

(業 務)

第 2 条 本協会は、会員の定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第5条第2号イ又はロに掲げる業務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 協会員の個人情報の取扱いに関する苦情の処理
- 2 個人情報保護指針の作成及び公表
- 3 個人情報保護指針を遵守させるための必要な指導、勧告その他の措置
- 4 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての協会員に対する情報の提供
- 5 個人情報の適正な取扱いの確保のための協会員の役職員に対する教育・研修
- 6 協会員の名称の公表
- 7 関係機関との連絡調整
- 8 前各号に掲げるもののほか、協会員の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

(苦情処理業務)

第 3 条 前条第1号の苦情処理業務は、個人情報相談室が行う。

- 2 前項の業務は、別に定める「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」によるものとする。

付 則

- 1 この規則は、本協会が個人情報の保護に関する法律第37条第1項の規定に基づき個人情報保護団体の認定を受けた日（平成17年4月1日）から施行する。
- 2 平成17年2月9日理事会決議「個人情報の保護に関する指針」は、この理事会決議による個人情報保護指針とする。
- 3 自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱う。

付 則 (平19. 9.18)

本改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

題名、第1条、第2条各号列記以外の部分、第3条第1項及び第2項を改正。

付 則（平22. 1. 29）

本改正は、平成22年 2月 1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第3条第1項を改正。

付 則（平27. 5. 19）

本改正は、平成27年 5月29日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第2条本文を改正。

付 則（平29. 3. 21）

本改正は、平成29年 5月30日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第1条本文を改正。